

福島第一原子力発電所の状況

平成25年2月14日
東京電力株式会社

<1. 原子炉および原子炉格納容器の状況> (2/14 11:00 時点)

号機	注水状況		原子炉圧力容器下部温度	原子炉格納容器圧力 ^{*1}	原子炉格納容器水素濃度
1号機	淡水注入中		18.4	107.2 kPa abs	A系: 0.00 Vol % B系: 0.00 vol %
	給水系: 約2.5 m ³ /h				
2号機	淡水注入中		31.3	5.73 kPa g	A系: 0.05 Vol % B系: 0.05 vol %
	給水系: 約2.0 m ³ /h				
3号機	淡水注入中		31.1	0.26 kPa g	A系: 0.19 vol % B系: 0.17 vol %
	給水系: 約1.9 m ³ /h				

*1:絶対圧(kPa abs) = ゲージ圧(kPa g) + 大気圧(標準大気圧 101.3 kPa)

<2. 使用済燃料プールの状況> (2/14 11:00 時点)

号機	冷却方法	冷却状況	使用済燃料プール水温度
1号機	循環冷却システム	運転中	10.5
2号機	循環冷却システム	運転中	11.7
3号機	循環冷却システム	運転中	9.4
4号機	循環冷却システム	運転中	21

*各号機使用済燃料プールおよび原子炉ウェルヘビドラジンの注入を適宜実施。

【4号機】・2/15 使用済燃料プール代替冷却系の弁点検に伴い、約10時間、当該冷却系を停止予定。使用済燃料プール水温は21.0°C(2/14 16:00時点)であり、冷却系停止時のプール水温度上昇率評価は0.38°C/hで、停止中のプール水温上昇は約4°Cと評価されることから、運転上の制限値 65°Cに対して余裕があり、問題ない。

<3. タービン建屋地下等のたまり水の移送状況>

号機	排出元 → 移送先	移送状況
3号機	3号機タービン建屋 → 集中廃棄物処理施設 [プロセス主建屋]	2/12 11:02 ~ 2/14 13:38 移送実施

・H25/1/28 東北地方太平洋沖地震により、建屋および屋外トレーンチが浸水している5・6号機について、建屋内の水位上昇を抑制するため、建屋内滞留水の移送を継続しているが、更なる安全性向上に資することを目的として、非常用ガス処理系^{*1}の屋外トレーンチから仮設タンクへの滞留水の移送を開始。なお、当該作業については、2月中旬まで、適宜、実施する予定。

*1 原子炉建屋内の空気を高性能のフィルターで浄化して排気筒より放出する系統で、(A)、(B)の2系列ある。

<4. 水処理設備および貯蔵設備の状況> (2/14 7:00 時点)

設備	セシウム吸着装置	第二セシウム吸着装置(サリー)	除染装置	淡水化装置(逆浸透膜)	淡水化装置(蒸発濃縮)
運転状況	運転中	停止中	停止中	水バランスをみて断続運転	水バランスをみて断続運転

・H23/6/8～ 汚染水・処理水を貯蔵・保管するための大型タンクを順次輸送、据付。

<5. その他>

- ・H23/10/7～ 伐採木の自然発火防止や粉塵飛散防止のため、5, 6号機滞留水の浄化水を利用し、散水を適宜実施中。
 - ・H24/4/25～ 地下水による海洋汚染拡大防止を目的として、遮水壁の本格施工に着手。
 - ・H25/1/8～ 4号機燃料取り出し用カバーのクレーン支持用架構および燃料取扱機支持用架構の鉄骨建方を開始。
 - ・H25/2/13～2/14 1号機トーラス室調査を実施するにあたり、原子炉建屋1階の床穿孔作業を実施。
 - ・H25/2/14 8:55 頃 乾式キャスク仮保管設備において、全面マスクを着用して土木作業を行っていた作業員が、作業終了後に全面マスクフィルタを付けていないことを確認。当該作業員の顔面、鼻腔、全面マスク内の汚染検査を行ったところ汚染は確認されなかったが、全面マスクフィルタを付けていなかったことから、ホールボディカウンタを受検し内部取り込みのないことを確認。また、顔面部以外についても身体汚染はなし。なお、当該エリアの空気中放射能濃度の測定を行った結果、検出限界未満(検出限界値: $3.9 \times 10^{-6} \text{Bq}/\text{cm}^3$)であり、マスク着用基準($2 \times 10^{-4} \text{Bq}/\text{cm}^3$)を超えていないことを確認。
 - ・H25/2/14 13:10 頃 2号機タービン建屋1階において、全面マスクを着用して配管切断作業に伴う干渉物品移動作業*を行っていた作業員が、作業終了後の汚染検査で顔面および全面マスク内面が汚染していることを確認。そのためホールボディカウンタを受検し内部取り込みのないことを確認。なお、顔面部以外の身体および鼻腔について汚染検査を行ったところ、汚染がないことを確認。なお、当該エリアの空気中放射能濃度の測定を行った結果、 $3.4 \times 10^{-4} \text{Bq}/\text{cm}^3$ であり、マスク着用基準($2 \times 10^{-4} \text{Bq}/\text{cm}^3$)を超えていることを確認。
- ※2号機タービン建屋1階で作業に従事していた作業員の顔面および全面マスク内面に汚染が確認された件で、「配管切断作業を行っていた作業員」と記載しておりましたが、正しくは「配管切断作業に伴う干渉物品移動作業を行っていた作業員」となります。お詫びして訂正させていただきます。

以上